

無人航空機による災害応急対策活動(撮影等)に関する協定書
(案)

国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所
株式会社 ○○○○ △△支店

無人航空機による災害応急対策活動（撮影等）に関する協定書（案）

国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇 △△支店（以下「乙」という。）は、無人航空機による災害応急対策活動（撮影等）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条 目的

本協定は、甲府河川国道事務所が管理する河川及び道路施設等に災害等が発生した場合に、無人航空機による災害応急対策活動（撮影等）により、詳細な被災状況を把握し、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的としている。

第2条 活動の内容

甲が乙に対し指示する活動の内容は、第3条の実施範囲内における無人航空機（以下「機体」という。）を活用した、被災状況調査（撮影）等とする。

2. 前項の他、甲が活動に関する具体的な要請を行った場合、乙は要請内容に基づき活動を実施する。

第3条 活動の実施範囲

実施範囲は、甲府河川国道事務所管内とし、別紙－1で示す範囲とする。

2. 災害等の状況により、甲が必要と認めるときには、甲は乙に対し、前項に規定する実施範囲以外に出動を要請することがある。なお、出動を要請する際は、甲乙協議に基づき行うものとする。

第4条 技術者および無人航空機を飛行させる者の変更

乙は甲に対し、本協定締結参加資格確認のために提出した「協定参加資格確認申請書」に掲載した「技術者」「無人航空機を飛行させる者」について、やむを得ない事情により変更が生じた場合は、甲と協議し、同等の能力を有する者を指定するものとする。

第5条 活動開始の要請

甲は、河川及び道路施設等に災害が発生し、必要と認められるときには、被害状況に応じて書面または電話などの方法により乙に出動を要請するものとする。

なお、乙は、近年の異常気象を顧み、自然現象及び予期できない災害等が発生した場合は、常に最新の気象情報に留意するものとする。

2. 乙は、要請を受けた場合、直ちに活動を実施するものとする。
3. 乙は、出動要請を受けた場合は、速やかに本協定締結参加資格確認のために提出した「協定参加資格確認申請書」に掲載した技術者を担当技術者として定めるものとする。また、やむを得ない事情によりこれによりがたい場合は、甲と協議し、同等の資格を有する者を指定するものとする。
4. 乙は、災害発生時に甲が連絡体制、人員の確保の可否、機体の状況等の確認を実施した場合、速やかに調査し報告するものとする。

第6条 撮影等に関する指示

活動の要請は、甲府河川国道事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

第7条 実施体制

災害等が発生し活動開始の指示を受けた場合には、乙は、甲に連絡体制、人員の確保の可否、機体の状況、天候等を速やかに報告するものとする。

第8条 活動の実施報告

乙は、活動の完了後、開始時間・終了時間及び人員体制・使用した資機材等の内訳について書面により速やかに甲へ報告するものとする。

第9条 活動完了の報告

乙は、活動が完了した時は、直ちにその旨を電話、メール等にて甲へ報告するものとする。

第10条 契約の締結

甲は、第5条に基づき、乙が活動を開始した時は、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

第11条 費用の請求

乙は、活動の完了後、当該活動に要した費用の見積書を甲に提出するものとする。

第12条 費用の支払い

甲は、第11条の規定による見積書の提出を受けた時は、内容を精査し、その費用を支払うものとする。

第13条 損害の負担

活動の実施において、第三者に損害を及ぼした場合、乙がその損害を賠償しなければならないものとする。ただし、損害の内、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担するものとする。

2. 活動の実施に伴い、甲乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼした時、または機体等に損害が生じた時は、乙は、その事実を直ちに甲へ電話、メール等にて報告するとともに遅延なくその状況を書面により甲に報告し、その措置について甲乙協議して定めるものとする。

第14条 保有機体に関する情報の共有

乙は「協定参加資格確認申請書」に掲載した、機体の数量等を把握し、甲へ別途指定する書面により定期的（12ヶ月程度）に報告するものとする。

2. 前項の保有機体等の情報に変更があった場合、または機体の現状について甲が特に

報告を求めたときは、甲へ別途指定する書面により速やかに報告するものとする。

第15条 航空法における許可等

本協定の主な活動は、航空法に定める特例に該当する事が想定されるため、乙は、無人航空機の航行の安全や地上の人家等の安全が損なわれないよう、乙は必要な安全確保を自主的に行うものとする。

2. 航空法の許可・承認の申請手続き等については、甲乙は協力して事務手続きにあたるものとする。

3. 乙の操作技能等向上のために、試験撮影飛行や慣熟撮影飛行等を行う際には、甲が管理する河川区域（未用の高水敷等）を利用できるよう、甲は配慮するものとする。

第16条 防災訓練の参加

第2条活動の内容で定める被災状況調査など、災害応急対策活動を円滑に行うため、甲は乙に対し甲の実施する訓練への参加を要請することができるものとする。

2. 甲の実施する訓練において、乙は無人航空機の訓練撮影飛行を実施することとする。訓練に関する費用は乙の負担とする。

第17条 甲乙間の連絡窓口

甲乙間の連絡窓口（氏名、役職、平日昼夜・休日の連絡先（携帯電話、メール等））は、甲乙間で別途指定する連絡表にて共有するものとし、本協定以外の目的には使用しないものとする。

第18条 安全の確保

乙は、活動にあたっては、労働基準法など関係法令を遵守し、技術者の安全確保に努めなければならないものとする。

第19条 緊急通行車両等事前届出

本協定締結後、乙は本協定に基づき、甲に対して乙が保有している（災害対策基本法第76条に示す）緊急通行車両として登録可能な車両を事前に甲に届け出をするものとする。

第20条 身分証明書の発行

活動を行う場合は、乙は甲が発行する「身分証明書」を携行するものとする。

第21条 有効期限

この協定の有効期限は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までとする。

第22条 協定の効力

乙が関東地方整備局長から、地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成26年3月19日国地契第97号）に基づく指名停止期間中はこの協定を適用しない。

2. 乙が関東地方整備局（港湾空港関係を除く）一般競争（指名競争）入札参加資格業

者のうち、測量または土木関係建設コンサルタント業務のいずれかに登録されていない場合はこの協定を適用しない。

3. 乙が国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」に各付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合はこの協定を適用しない。

第23条 協定の解約

甲もしくは乙において、協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議のうえ協定を解除することができるものとする。

2. 乙において取引停止の事実や不渡りの情報もしくは会社更生法・民事再生法の申請等があった場合または協定の履行にあたり乙に不誠実な行為があった場合は、甲は書面による通告をもって本協定を解除することができる。

第24条 その他

この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

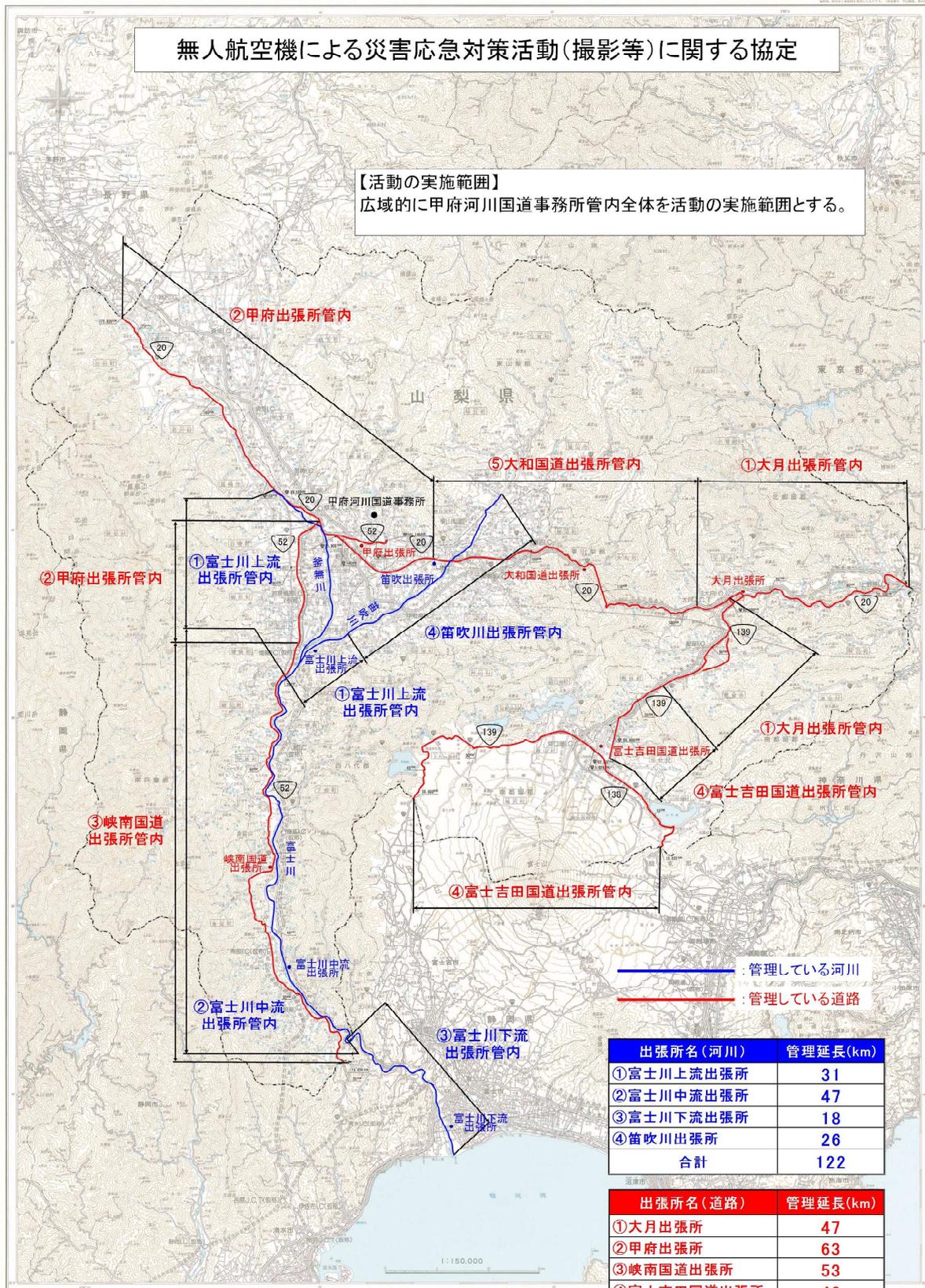
平成30年 月 日

甲 山梨県甲府市緑が丘1丁目10-1
国土交通省関東地方整備局
甲府河川国道事務所長 尾松 智 印

乙 ○○県○○市○○○丁目○○-○
株式会社 ○○○○ △△支店
支店長 ○○ ○○ 印

無人航空機による災害応急対策活動(撮影等)に関する協定

【活動の実施範囲】
広域的に甲府河川国道事務所管内全体を活動の実施範囲とする。



出張所名(河川)	管理延長(km)
①富士川上流出張所	31
②富士川中流出張所	47
③富士川下流出張所	18
④笛吹川出張所	26
合計	122

出張所名(道路)	管理延長(km)
①大月出張所	47
②甲府出張所	63
③峡南国道出張所	53
④富士吉田国道出張所	46
⑤大和国道出張所	31
合計	240